

空き家を解体する 危険空き家解体撤去工事補助金



市民の安全や良好な生活環境の確保を図るため、危険空き家の解体撤去費用の一部を補助しています。

●補助対象 解体撤去費用
倒壊や近隣住民等に被害を及ぼすおそれのある空き家となった住宅 対象経費の1/3 最大 **30**万円

●補助要件
○市が実施する危険度判定基準を超えていること
○解体業者は建設業法の許可を受けた市内業者であること
○解体・撤去後の跡地利用があること など

●申請方法
12月10日(金)までに市安全安心課に事前相談のうえ、必要書類を提出

※予算上限に達した場合は期限前に締め切り
市安全安心課 Tel.0994-31-1124

空き家を活用する 空き家等バンク制度



市では、市外からの移住希望者に向けて空き家・空き店舗情報を発信する「空き家等バンク制度」を実施しています。

空き家・空き店舗を持つ人で、利用予定の無い人は「空き家等バンク制度」をぜひ活用してください。

空き家等バンクには、次のような支援があります。
○家財等の処分に係る費用の助成 (対象経費の2/3、上限5万円)
○改修に係る費用の助成 (対象経費の1/2、上限50万円)

市地域活力推進課 Tel.0994-45-6930

空き家等バンク登録者の声

実家が空き家になっており、管理などで困っていたところ、空き家等バンク制度を知り登録しました。補助制度もうれしいですが、とても良い借り主とマッチングしてもらい、家を気に入ってもらえたことだけでなく、その借り主が町内会活動などに参加してくれて、地域が活性化したこともうれしいです。

ふるかわ ゆう子 さん 古川裕子さん

ふるかわ まさむ さん 古川修さん

キッチンと管理できていますか？

～ 空き家管理チェックシート ～

- 屋根(屋根材の変形、はがれ、破損)
- 軒裏(軒天井のはがれ、破損、浮き)
- 雨どい(水漏れ、変形、外れ)
- 土台・基礎(破損、腐朽、ずれ)
- ベランダなど(腐食、破損、傾斜)
- 家の中(雨漏り、かび、害虫、給排水の不具合、臭気)
- 窓・ドア(ガラス割れ、傾斜、不具合)
- 外壁(腐朽、はがれ、破損、浮き)
- 家のまわり(塀、ごみ、害虫、雑草等の繁茂)

- 0個…引き続き管理をしましょう!
- 1個以上…放っておくとさらに老朽化します。
- 5個以上…危険です! 早急に対処しましょう!

近年、放置された空き家の増加が社会問題となっており、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。空き家の適切な管理を怠っていた場合には、近隣住民とのトラブルにつながり、損害賠償問題にまで発展する場合があります。

空き家が原因で近隣住民などに迷惑をかける前に早めの対応に努めましょう。

市安全安心課
Tel.0994-31-1124

使っていない家屋
キッチンと管理
できていますか？

専門家に相談を!!

空き家の管理などについては、登記、相続、売買、賃貸、解体など専門知識が必要となります。ひとりで悩まずそれぞれの問題に応じて専門家に相談しましょう。

内容	相談先	電話番号
空き家管理サービス	市シルバー人材センター	40-3382
空き家調査(設計・改修等)	県建築士会 鹿屋肝属支部	42-2168
登記の確認	鹿児島地方務局 鹿屋支局	43-6790
相続に関する登記申請、相続財産管理人選任申立書作成	県司法書士会	099-256-0335
土地・建物の取引	県宅地建物取引業協会	099-252-7111
解体工事	県解体工事業協会	099-251-1033

《想定される損害賠償例》

瓦等の落下による死亡事故
劣化した瓦等が落下し、通行人に当たって死亡した場合、5千万円以上の損害になる場合があります。

(公益財団法人日本住宅総合センターの試算による)

- ・死亡逸失利益 3,400万円
- ・慰謝料 2,100万円
- ・葬儀費用 130万円
- ・合計 5,630万円

空き家の管理は所有者・管理者の責任です

高齢化などの社会的要因をはじめ、継続や経済的な問題などの理由から、近隣の住宅や通行者に被害を及ぼすおそれのある、管理不全の空き家が全国的にも増加しており、防災・防犯・衛生・景観等の面からも深刻な影響を及ぼしています。

このため平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家の適正な管理は所有者・管理者(相続人含む)の責務であることが明確になりました。

**加害者になってしまっ
ことも…**

管理不全の空き家等が原因で、近隣の住民や通行人等に人的・物的損害を与えた場合は、所有者の責任を問われることがあります。

早めの対応が重要

空き家は、時間の経過によって資産価値が下がる一方で、管理・修繕費用は上がります。また、放置したままにすると、急速に劣化し、近隣住民に多大な迷惑をかけることにもなります。特に近年、大きな自然災害も多く、空き家の損壊による近隣への被害はいつ起こってもおかしくありません。近隣住民の迷惑にならないように、解体をするなど早めの対応をしましょう。

知らないうちに所有者になっ ていませんか？

現在は家屋等を所有していても、親・兄弟などが亡くなり空き家になったまま相続手続きもされずにいると、全ての子や孫、兄弟などの法定相続人が相続の対象となります。あなた自身も空き家を相続し所有者になっているかもしれません。

空き家になることが目前に迫ってからでは対応が遅くなりますので、空き家になる前に相続についても事前に考えておきましょう。

